

# 欧州における狭山茶テスト輸出等委託業務 企画提案募集要領

## 1 募集内容

- (1) 委託事業名 欧州における狭山茶テスト輸出等委託業務
  - (2) 業務内容 別添「欧州における狭山茶テスト輸出等委託業務仕様書」のとおり
  - (3) 委託期間 委託契約締結日から令和5年2月28日（火）まで
  - (4) 委託費の限度額 5,643,000円（消費税及び地方消費税を含む）  
なお、委託費の限度額の内訳は、仕様書の事業ごとで下記のとおりとする。
    - ア 生産・加工等の体制構築支援  
1,166,000円
    - イ G F P グローバル産地計画の事業効果の検証・改善支援  
4,477,000円
- ※委託契約締結後ア、イの事業間の流用については事前に相談すること。

※なお、本企画提案は、令和4年度G F P グローバル産地づくり推進事業の交付決定を前提に公募しています。交付決定がされなかった場合は、本企画提案は無効となります。ご了承の上、応募ください。

## 2 応募資格の要件

次の要件を全て満たしている法人とする。

- (1) 次のいずれにも該当しないこと。
  - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により一般競争入札の参加資格を有しない者
  - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをした者又は更生手続開始の申立てをされた者
  - ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再手続開始の申立てをした者又は申立てをされた者
  - エ 募集の日から審査結果の公表の日までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付入審第513号）に基づく入札参加停止等の措置を受けている者
  - オ 当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から物品・役務契約に係る指名停止の措置等を受けている者
  - カ 募集の日から審査結果の公表の日までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けている者
- (2) 随時、迅速かつ具体的な連絡、調整、協議等が可能な者であること。

### 3 業務全体スケジュール（暫定）

- |                   |                      |
|-------------------|----------------------|
| (1) 企画提案募集開始      | 7月1日（金）              |
| (2) 質問受付期間        | 7月1日（金）～7月7日（木）16時まで |
| (3) 企画提案書の提出期限    | 7月19日（火）12時まで        |
| (4) 委託候補者選定委員会の開催 | 7月25日（月）午後           |
| (5) 審査結果の通知       | 8月上旬（予定）             |
| (6) 委託契約の締結       | 8月中旬（予定）             |

### 4 質問事項の受付

#### (1) 受付期間

令和4年7月1日（金）～7月7日（木）16時まで

#### (2) 提出方法

質問事項は、「企画提案募集要領の内容等に関する質問書（様式1）」に質問内容を記載の上、E-mail 又はFAXにて送付すること。口頭での質問は原則受け付けない。

E-mail : saichakyou2@pony.ocn.ne.jp

FAX : 048-829-7069

なお、提出した場合は、必ず電話による到達確認を行うこと。

#### (3) 回答方法

質問に対する回答は、質問した法人等に対してのみ回答する。

※事業設計や事業の根幹に係る内容については、埼玉県茶業協会HPに掲載する。

### 5 企画提案書等の提出

#### (1) 提出書類

ア 欧州における狭山茶テスト輸出等業務委託企画提案書（様式2）

企画提案の様式は任意とするが、別紙「欧州における狭山茶テスト輸出等業務委託仕様書」に基づいてA4版両面で作成すること。

イ 実施体制及びスケジュール（様式任意）

国内及び海外の実施体制について記載し、協力会社等がいる場合は、実施体制に記載すること。

ウ 法人概要がわかる資料（様式任意）

エ 見積書（様式任意）※算出根拠を明示すること。

オ 過去2年以内に本委託業務の内容に類似した業務を実施した実績（様式任意）

カ 契約に係る指名停止等に関する申立書（様式3）

#### (2) 提出部数

正本1部、副本10部

#### (3) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は「書留」とすること。）

#### (4) 提出先

狭山茶輸出促進協議会事務局

※ 「9 問い合わせ先及び書類の提出先」を参照。

(5) 提出期限

7月19日(火) 12時まで

(6) 応募書類の取扱い

ア 提出された書類は、返却しない。

イ 提出については、1提案者につき1提案に限る。複数の提案はできない。

ウ 企画提案書等の提出後は、その内容を変更することはできない。また、提出された企画提案書等は返却しない。

エ 提出された企画提案書等は、提出者に無断で使用しない。

オ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うものとする。

(7) その他

ア 応募書類の作成・提出に要する経費は、企画提案者の負担とする。

イ 企画提案者が提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該企画提案を無効とする。契約締結後に虚偽が発覚した場合には、当該契約を解除する。

ウ 本業務委託に係る説明会は開催しない。

エ 企画提案書類の提出後に応募を辞退する場合は、狭山茶輸出促進協議会事務局に対し速やかに連絡するとともに、その旨を文書(様式任意)に記載のうえ提出すること。

## 6 委託候補者の選定方法

「委託候補者選定委員会(以下「選定委員会」という。)」において、提出書類やプレゼンテーションの内容を基に、別に定める審査・選定基準に基づき、選定委員会において選定する。プレゼンテーションは20分以内とする。

なお選定委員会は、埼玉県茶業研究所(埼玉県入間市上谷ヶ貫244-2)で開催を予定している。

## 7 審査結果の通知

8月上旬(予定)に選考結果を応募者宛て通知する。

## 8 契約方法

業務内容に関する細目事項等について、委託候補者と狭山茶輸出促進協議会の間で協議し、提案内容に応じて仕様書を変更するなどして、契約内容が合意に至った場合は随意契約により契約を締結する。

選定後であっても、委託候補者に業務を遂行できない重大な事由が判明した場合は、委託契約を締結しないことがある。

また、委託候補者と協議が整わない場合、契約締結までの間に委託候補者に事故ある

場合等は、委託候補者との契約を行わず、次順位の者と協議を行う。

## 9 問い合わせ先及び書類の提出先

〒330-0063

さいたま市浦和区高砂3-12-9

一般社団法人埼玉県茶業協会

TEL : 048-829-3443

FAX : 048-829-7069

Email : saichakyou2@pony.ocn.ne.jp